

教育テック大学院大学みなし専任実務家教員に関する規程

2025年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、みなし専任実務家教員に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(みなし専任実務家教員の定義)

第2条 みなし専任実務家教員とは、専門職大学院において教授等の職務を行う者で、平成15年文部科学省告示第53号（専門職大学院に関し必要な事項を定める件）第2条第2項に該当する者をいう。

2 みなし専任実務家教員には、客員教授又は客員准教授の称号を付与することができる。

(契約期間等)

第3条 みなし専任実務家教員の契約期間は、5年する。

2 前項による期間の定めのある契約は、更新することができる。この場合において、継続して契約できる期間は、引き続き10年を超えることができない

3 本条の規定を適用し契約期間を決定する場合においては、理事会の承認を得なければならない。

(謝金)

第4条 みなし専任実務家教員に支給する謝金は、別途定める。

(謝金の支払い)

第5条 前条の謝金は、毎月21日の支給日に支払うものとする。

2 前項の支給日については、大阪キリスト教学院給与規程第3条に準ずる。その他謝金の支払い等については、同給与規程第3条2項の規定を準用する。

(謝金の調整)

第6条 みなし専任実務家教員が月の途中で、新たに採用され若しくは退職し又は死亡したときは、給与規程第4条の規定を準用する。

(職務時間等)

第7条 みなし専任実務家教員の職務時間等については、各研究科で定める。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。